

1 直接契約、直接補助について

(1) 現行制度では、保育所と利用者が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が施設に入所児童を割り当てるため、施設側のサービス向上へのインセンティブが働きにくく、利用者が施設・サービスを選択できるよう、保育所と利用者間の直接契約を可能にすべきと考える。また、保育料についても、一律の公定料金ではなく、低所得者層等への配慮を前提に、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う応益負担方式とすることも含め、施設が利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにすべきである。そうした直接契約、利用料自由設定の仕組みの中で、病児保育や夜間・休日保育等の多様なニーズに応えるサービスの拡充が図られるものとする。当方の問題意識、提言に対し、改めて貴省の見解を示されたい。

(回答)

- 1 保育料の自由設定等を含めた保育所における直接契約方式の導入については、保育所の自律性を高める可能性がある反面、保育の実施義務を有する市町村の責任があいまいになることにより、特定保育所への希望の集中による待機児童の増大、低所得世帯の児童や虐待の恐れのある児童等保育の必要度の高い児童が排除される可能性があるなど、様々な課題があるところである。
- 2 このような観点から、本年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入については、認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討することとされており、これに沿って検討することとしている。
- 3 なお、認定こども園制度は、法律が昨年10月に施行され、本年4月から本格的に実施されているところであり、取組状況についての調査は行っているが、未だ設置数が少なく、直接契約制や保育料の設定を含め、具体的検証ができる段階にはない。
今後の設置状況を踏まえ、関係者に対する実態調査による現状把握などを通じて、具体的検証を行ってまいりたい。
- 4 また、保育をはじめとする子育て支援サービスについては、現在、政府の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築について検討がなされているところであり、その検討状況を踏まえて対応してまいりたい。

1 (2) 直接契約方式の先行事例として平成13年に創設された東京都の認証保育所制度があげられるが、既に380箇所近い施設が認証を受けており、約1万名の児童を預かっている。他にも、都市部を中心に、自治体独自の取組が少なからず行われている。国として待機児童数の解消を目指す上で、これら自治体の制度の評価や、認可保育所との比較検証もなされていると推察するが、その結果等について説明されたい。また、一定の成果を上げている自治体の制度を支援するという方向性も考え得るが、貴省の見解如何。

(回答)

1 御指摘の認証保育所制度については東京都独自の制度であるが、児童福祉法に基づく認可を受けたものでなく、認可外保育施設に該当する。

国としては、保育サービスについては、その安定的な提供や質の確保の観点から、今後とも児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所における提供が基本であると考えているところであり、職員の資格要件等で児童福祉施設最低基準を満たしていない認証保育所に対する支援は考えていない。

2 なお、認可外保育施設については、保育サービスの質の確保の観点から、保育従事者への研修や認可保育所へ移行する場合の助成などを行っているところ。

3 このような取組を通じて、今後とも、認可外保育施設についても最低限の措置が講じられるよう促していくとともに、認可保育所への移行を推進してまいりたい。

1 (3) 現行制度では、認可保育所とそれ以外の保育サービスとの間で公的補助に大きな格差があり、認可保育所を利用でき、間接的に多額の補助を受けている世帯と、認可外サービスを利用し、公的補助をほとんど、あるいはまったく受けていない世帯とでは、負担に大きな開きがある。そこで、利用者の負担の公平化を図るため、利用者が施設を選択できる前提で、現行の施設への補助から、利用者に対する直接補助方式へ転換すべきと考える。その際、児童の年齢や家庭の状況、保育の緊急性等をもとに家庭ごとの「要保育度」を設定し、それに応じた公的補助で賄われる保育サービス利用量の上限を設定することを提案する。直接補助方式への移行にあたっては、育児バウチャーや育児保険等のスキームの採用も併せて検討すべきと考える。当方の問題意識、提言に対し、改めて貴省の見解を示されたい。なお、佐賀県が平成18年以来、佐賀県育児保険構想を公表、提唱しているが、この構想に対する貴省の評価を伺いたい。

(回答)

- 1 保育所における直接補助方式の導入等については、
 - 対象者やサービス給付の増大が予想されるため、保育の質の低下を招かないような財源の確保が必要不可欠であること、
 - 保育の必要性の高い子ども(低所得世帯の児童や虐待の恐れのある児童等)の利用を確保する必要があること、
 - 仮に介護保険のような仕組みを考えるのであれば、給付は保育所、認可外保育施設、在宅で子育てしている場合を含めどの範囲とするのか、それぞれのサービスの質をどうするのか、高齢者等も含め保険料の負担を誰に求めるのかなど多々検討すべき課題があること、など、様々な課題があると考えている。
- 2 このような観点から、本年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、保育所における直接契約や直接補助方式の導入については、認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討することとされたところであり、これに沿って検討してまいりたい。
- 3 佐賀県が公表している育児保険構想については、佐賀県が独自に提唱しているものであり、国として評価をする立場にはないが、育児保険の導入等を含めた直接補助方式の導入については、前述の閣議決定に沿って検討してまいりたい。

2 保育所の最低基準について

(1) 児童福祉施設最低基準(省令)に定められるほふく室の面積基準は1人当たり 3.3m^2 以上である。一方、東京都の認証保育所制度では、都市部の土地事情等を鑑み、ほふく室の面積基準を 2.5m^2 まで弾力化できるとしており、特段の問題は発生していないと考えるが、3.3 m^2 以上でなければならない科学的根拠はあるか、あれば示されたい。なければ、弾力化の方向性につき貴省の見解を伺いたい。

(回答)

- 1 保育室等の面積基準については、実証的に見ても、乳児又は幼児の活動する範囲の面積とその周囲で保育士が活動する面積、さらに、保育士が移動する面積等を考慮すれば、現行基準程度の面積(3.3m^2 /人)は必要であると考えられる。
- 2 仮に基準の弾力化を含め見直しを検討する場合には、乳幼児の生命・安全の保持や健全な発達の保障の観点から問題がないかどうかについて科学的・実証的な検証が必要になることと思料される。

2(2) 上記省令により保育に従事する職員はすべて保育士でなければならないが、認証保育所では6割以上が資格保持者であれば可としている。また、認定こども園の幼稚園型、地方裁量型では、3歳以上の長時間利用児童(「保育に欠ける子」)を保育する職員は、一定の条件つきで幼稚園教諭でも可とされている。保育所サービスの量的な拡充や多様化を図るという観点から、保育所においても職員資格要件の見直しは検討に値すると思うが、貴省の見解如何。

(回答)

- 1 保育士の配置基準については、児童の処遇に直接関わる事項であり、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための最低基準として、現行の基準が規定されているところ。
- 2 問題を抱える家族の支援や障害児の受入れへの対応、また、子どもの発達支援の観点から、保育現場で保育士に求められる資質能力はむしろ高まっており、保育に従事する職員の資格要件を緩和することは保育の質の低下、児童の処遇へ影響することになる恐れがあるため、適当ではないと考えている。
- 3 なお、認定こども園における幼稚園型、地方裁量型については、保育士資格保有者を原則としつつも、その成り立ちの経緯から両資格併有に向けた努力を行うこと等を条件に特例的に認めているものであり、これを保育所にも拡大することは適当ではない。

2(3) 待機児童を抱える保育所における定員の弾力化については段階的に認められてきたところではあるが、保育の実施主体である市町村から定員超過率のさらなる弾力化を認めてほしいとの要望があがっている。貴省通達により示されている年度当初(4月)の超過率を、現行の15%から5月のそれと同率の25%まで引き上げることを反対されている理由を詳しく説明されたい。また、10月以降は職員配置・面積基準の範囲内で25%を超えても構わないとされているが、保育の実施責任のある市町村で無計画な入所管理が行われるとは想定しがたく、同条件を年度当初から適用しても問題ないのではないかと考えるが、貴省の見解如何。

(回答)

- 1 都市部を中心に、保育所の待機児童が多く存在していることから、保育の質に配慮しつつ、保育供給増に資する種々の規制緩和等を実施してきたところ。
- 2 保育所の定員の弾力化についても、保育の実施が定員の範囲内で行われることを原則としつつも、児童数は年度後半に向けて増加する傾向があることを踏まえ、段階的に受入可能な割合を定めているところである。
- 3 この問題については、保育所の定員を改定しやすくする方策、定員の弾力化の在り方、年度途中入所への対応など関連する施策について見直しを検討してまいりたい。

3 保育所の入所要件について

(1) 児童福祉法に定められる「保育に欠ける」という概念や表現は、法制定当時に比べ、保護者の就労状況や家庭・地域・社会の状況が大きく変化した今日、見直しを迫られていると考えるが、貴省の認識を伺いたい。また、例えば「保育を要する」等に表現を改め、保育サービスを受け得る対象を必要とする子に拡大する方向で各種基準の見直しを行うことは検討に値すると思われるが、貴省の見解を示されたい。

(回答)

- 1 保護者の就労状況や家庭状況など、「保育に欠ける」児童の状況が制度創設時から大きく変化していることは認識しているが、「保育に欠ける」要件を見直すことについては、対象者の大幅な増大が予想され、それに見合う財源の確保が必要不可欠であることから慎重な検討が必要である。
- 2 また、仮に財源が確保されたとしても、全国に1万8千人の待機児童がいる現状においては、現実に保育サービスの量的拡大が図られ、保育の受け皿が用意されなければ、すべての対象者にサービスが行き渡らず、保育の必要性の高い児童が保育サービスを利用できなくなるなど、大きな混乱が生じるおそれがある。
- 3 現行の保育所制度は、終日保育を行うことを前提とした施設であるが、それ以外の特別なニーズ（例えば、用事がある時に一時的に子どもを預かってほしいなど）に対しては、一時保育や特定保育などの各種の保育サービスを展開し、きめ細かく対応しているところ。必ずしもすべての保育ニーズを保育所の通常保育の部分で対応する必要はないのではないかと考えており、サービスを利用する子どもと保護者にとって、どのような形が望ましいのか、現在実施している各種の保育サービスの実施状況等も踏まえて考える必要がある。
- 4 いずれにせよ、福祉施設としての性格から手厚い公費を投入している保育所について、仮に「保育に欠ける」要件を見直し、保育を必要とする者がだれでも利用できる施設にするならば、制度のそのものの性格、公費負担の在り方、就労と育児の両立の観点からの根本的な制度設計の議論が必要な課題であると考えている。

3(2) 児童福祉法施行令に定められる「保育に欠ける」要件の1つに、保護者が「昼間労働を常態とすること」がある。この政令に従い、市町村は条例によって「保育に欠ける」要件を定めているとのことだが、実質的には、政令通りの基準が条例でも規定されているケースがほとんどであると了解する。地域の事情を勘案し、「昼間労働を常態とする」を取り外し、あるいは変更した自治体があるのか。把握されているのであれば、教示願う。また、第21回地方分権改革推進委員会にて、「現行においても、一定程度、地域の事業に応じて市町村が「保育に欠ける」要件を定めることが可能」と回答されているが、「一定程度」とはどの程度なのか、詳しく説明されたい。

(回答)

1 保育の実施基準、すなわち児童が「保育に欠ける」要件に該当するか否かの判断基準については、政令で定める基準に従い、各市町村が条例によって定めることとされており、現行においても、一定程度、地域の実情に応じて市町村が「保育に欠ける」要件を定めることが可能となっている。

2 例えば、一定程度の例としては、

求職のため、昼間に外出することを常態としていること()

就学、技能修得等のため、保育に当たることができないこと

などがある。

(求職中でも保育所に入所申込みできることについては、国からも自治体あてに通知している。(平成12年、平成17年課長通知))

3 ここでいう一定程度とは、政令で定める基準の趣旨に反しない程度の範囲内を意味しており、御指摘のように「昼間労働を常態とする」を取り外すことは、児童福祉法及び児童福祉法施行令の趣旨に反するものと考えられるため、妥当ではない。

3(3) 現在、保育所への運営費補助や利用者が支払う保育料は月額となっているが、これを日割あるいは時間単位に変更するなど、柔軟な運用は行えないか。例えば、保護者がパートタイム勤務やシフト勤務の場合には、預けることを断念するか、認可外よりは安いという理由で保育所に預け、必要保育時間以上の料金を支払っていると考えられる。後者の場合、その運営費も同様に実態以上が支払われている。実際の保育日数・時間数を算出し、きめ細かい補助金の支給、保育料の徴収を行うことで、保育を要する子の受入が進む一方で、病児保育や夜間・休日保育などを行っていない施設へは多様なサービスの実施へのインセンティブとなると考えるが貴省の見解如何。

(回答)

- 1 現行の保育所保育は、一日8時間を原則とする終日保育を前提としているが、パートタイム勤務やシフト勤務などの就労形態の多様化、またその他の特別なニーズに対応するため、一時保育や特定保育などの各種の保育サービスを展開し、きめ細かく対応しているところ。
- 2 御指摘のような日割・時間単位の利用を可能とする場合には、対象者の大幅な増大が予想され、それに見合う財源の確保が必要不可欠であり、制度のそのものの性格、公費負担の在り方、就労と育児の両立の観点からの根本的な制度設計の議論が必要な課題であると考えている。

3(4) 特に待機児童の多い都市部では、市町村で定める入所基準の透明性や入所管理の公平性が求められている。自治体のホームページなどで基準やポイントによる優先順位を開示している所もあるが、一部利用者には見えないままとなっている自治体もあると了解している。入所基準の公表の義務付けに関し、どのように考えられるか伺いたい。

(回答)

- 1 児童福祉法第24条において、入所を希望する児童全員が入所することにより適切な保育が困難となる等の場合においては、入所児童を公正な方法で選考できることとしている。
- 2 選考に当たっては、地域の実情を踏まえた上で、客観的な選考方法や選考基準を定めるとともに、これらについて、あらかじめ地域住民に対して適切な方法で情報提供する旨を通知において周知しているところ。
- 3 この通知の内容について、引き続き、各自治体に対して周知徹底を図ってまいりたい。

<参考>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について(平成9年9月25日 児発第596号 厚生省児童家庭局長通知)

保育所の入所に関する事項

4 情報提供

(1) 改正法第24条第5項の規定による市町村が行うべき情報提供は、次に掲げる事項に関する情報を、保育所一覧簿の備付け等地域住民が自由に利用できる方法で提供すること。

(ア)～(エ) 略

(オ) 保育所への入所手続きに関する事項(申込手続、選考方法、選考基準等)

(カ) 略

「認定こども園」について

(1) 「認定こども園」(以下こども園)の認定を受けた施設数(最新)および当該数における類型別・公私区分別の数。申請済み(認定手続き中)の施設数および当該数における類型別・公私区分別の数。

(回答)

1 平成19年8月1日現在の認定件数は、全国で105件。種類別、公私区分別の数は以下のとおりとなっている。

・ 類型別 :

幼保連携型49件 / 幼稚園型37件 / 保育所型13件 / 地方裁量型6件

・ 公私別 :

公立25件 / 私立80件

2 なお、認定こども園の認定は、都道府県知事が行うこととしているため、認定手続き中の数は把握していない。

(2) 国からのこども園への補助金(種類、予算総額、補助箇所数等)を、類型別・サービス機能別に分かりやすく説明願いたい。

(回答)

- 1 認定こども園については、地域の実情に応じて選択が可能となるよう、幼稚園と保育所の双方の認可を有する幼保連携型
幼稚園が保育所的な機能を備える幼稚園型
保育所が幼稚園的な機能を備える保育所型
幼稚園、保育所のいずれの認可も有しないが、地域の教育・保育施設が認定こども園の機能を果たす地方裁量型
の4つの類型を認めることとしている。

- 2 国の財政措置(運営費及び施設整備費)は、子どもに関する教育・保育の質の確保の観点から、幼稚園・保育所の認可を受けた施設に対して行うこととしており(私立のみ)、具体的には、
幼保連携型は、幼稚園と保育所双方の補助の組合せ
幼稚園型は、幼稚園の補助制度を活用
保育所型は、保育所の補助制度を活用
地方裁量型は、国の財政措置はなく、地方自治体の一般財源により、それぞれ対応することとなる。

- 3 また、幼稚園と保育所とが一体的に設置される認定こども園に関しては、幼稚園や保育所が円滑に移行し、地域のニーズに柔軟に対応できるよう、その幼稚園及び保育所の設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、特例的に運営費及び施設整備費を助成する措置を講じているところである。

(3) 当会議は、こども園を幼保一元化へのステップと位置づけているが、現在の状況は実質的に、幼稚園、保育所、こども園という三元化状態ではないかとの指摘・批判もあるが、貴省の見解如何。

(回答)

- 1 認定こども園制度は、幼稚園や保育所等の機能を生かしつつ、就学前の教育、保育に関する多様なニーズへの柔軟な対応を可能とする制度であり、地域の実情に応じて幼稚園、保育所等の中から、
就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する機能と、
地域における子育て支援を行う機能を備えるものを認定する仕組みを設けるものである。
- 2 したがって、幼稚園、保育所のほかに第3の施設類型を設けるものではなく、三元化との御指摘は当たらないものとする。

(4) こども園の補助金制度は、一部の特例を除き、既存の幼稚園制度、保育所制度における認可基準に則ったものだが、両制度の予算を一元化し、補助金に係るすべての手続きを一元的に行うことはできないか。できない場合、その理由を説明されたい。

(10) 定員割れしている幼稚園からの転換が、こども園制度の活用促進につながると考えるが、上記(4)に関連し、例えば、実質的に保育機能を果たしていることに着目し、幼稚園型の保育所的機能(「保育に欠ける子」)部分に充てるなど、貴省の予算の柔軟な運用を行うことはできないか。できない場合、その理由を説明されたい。

(回答)

1 認定こども園に対する国の財政措置については、教育・保育の質を担保する観点から幼稚園、保育所の認可を受けた施設に対して行うこととしている。

なお、ご指摘のように幼稚園型の保育所的機能については財政措置がないが、幼保連携型の場合は保育所部分に対する財政措置があることから、国としては、幼保連携型になりやすいよう認可定員等の特例を設けるなど対応しているところである。

2 幼稚園と保育所の補助金については、制度の趣旨等、それぞれの性格を踏まえたものとなっており、予算を一元化することは困難である。

ただし、施設にとって過重な負担が生じることのないよう、補助金に係る申請書類等の共用化を図るとともに、市町村における窓口の一本化を進めるよう自治体に対して通知を発出しているところであり、引き続き、こうした取組について周知徹底を図ってまいりたい。

<参考>

制度の発足に当たって、

国、都道府県、市町村の事務処理体制の一元化、一本化

- ・国 文部科学省と厚生労働省が連携し、「幼保連携推進室」を設置
- ・都道府県 すべての都道府県が窓口を一本化
- ・市町村 全体の2 / 3が窓口の一本化について対応済

申請様式の統一など手続きの簡素化

を掲げ、取組みを地方自治体に要請しているところである。

(5) 根拠法令、所管省庁が異なることによる、あらゆる手続き上の不便さなどの解消を求める声が地方自治体から挙がっているところである。こうした実施主体の負担を軽減するための具体的な方策を伺いたい。

(回答)

1 認定こども園制度の普及促進を図るため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」課長通知等において、例えば、

都道府県、市町村と施設との間の連絡窓口を一つとする
認定、認可、補助金にかかる申請書類等の共用化を図る
こととしている。

また、地方公共団体が認定こども園に関する様々な権限を行使する際には、事業者（施設）にとって過重な負担が生じることのないよう、監査はスケジュールを調整して合同で実施するなど、権限の一体的行使が行われるよう所要の調整を図ることを指導している。

このように、事務処理手続きの簡素化を進めるため、文部科学省と厚生労働省とが緊密な連携を図りながら、可能な限り現場の負担にならぬよう工夫に努めてきたところである。

2 それでもなお、制度創設から1年が経過する現在、現場における運用等を通じて、徐々に課題が明らかになってきており、例えば、認定こども園に関する地方公共団体の担当窓口について都道府県では全て統一できたが、市町村レベルでは約1/3で窓口が統一されていないなど事務処理の一本化・簡素化を更に求める指摘があることは認識している。

このため、地方公共団体や施設に対する(認定こども園運用上の課題、保護者等に好評な点、県独自に工夫した点などの)アンケートをはじめとする実態調査を、年度内にも実施したいと考えており、それらの調査を通じて把握した課題に対する改善方策等について、両省で検討を進めていきたい。

(6) 国の指針と、都道府県が条例で定める認定基準(職員配置や面積基準等)の違いを把握されているか、されている場合、教示されたい。されていない場合、把握の予定があるか伺いたい。

(回答)

認定こども園の認定基準については、国が策定する指針を参考に、都道府県知事が地域の実情を考慮した基準を条例において定める仕組みとなっており、最終的な判断は都道府県に委ねられているところである。

なお、国としては各都道府県の認定基準の大まかな傾向を把握しているが、各都道府県の条例と国の指針の違いを細部に至るまで比較することはしていない。

(7) これまで認定を受けた園は105(本年8月現在)である。この数字について、貴省の評価を伺いたい。また、法の施行から1年が経過し、制度上の課題や、認定数が増えない阻害要因が徐々に明らかになってきたのではないかと推察する。それらを把握されている場合、教示されたい。また、法の規定による制度の見直し時期(施行後5年後)を待たずとも、適宜課題は解決し、阻害要因は取り除いていくべきと考えるが、見解如何。

(回答)

1 認定こども園制度は、昨年10月から運用が開始されたが、認定基準となる条例の整備や新年度からの開始を念頭に置いた申請準備・認定作業がなされたなどの理由から、本格的な運用は本年4月からと考える。

本年8月現在、全国で105件の認定を受けており、今後大幅な増加が見込まれているが、当分の間、本制度の普及促進に努めることが先決であると考えている。

2 現時点では、地方公共団体をはじめとする現場の意見や実態を適宜把握しながら、運用改善を積み重ねる作業に取り組むべきであり、このような実態把握などの取組みを十分行わずに法制度の枠組みを見直すことは、拙速な検討になってしまう恐れがあると考えている。

従って、現時点において、認定こども園法附則に規定されているように、「この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え」る作業を前倒しすることは考えていない。

(8) こども園では、幼稚園同様、原則利用者が園に対し入園申込みを行い、園と直接契約する方式が取られているが、利用者や園から、あるいは自治体経由で、その方式による何らかの不都合や苦情が報告されているか、報告があれば示されたい。

(回答)

認定こども園制度は、法律が昨年10月に施行され、本年4月から本格的に実施されているところであり、取組状況についての調査は行っているが、設置数が少なく、直接契約制に関し、保育の必要性の高い子ども（低所得世帯の児童や虐待の恐れのある児童等）の利用が確保されているかといったことや保育料の設定に関し低所得者への配慮がなされているかを含め、具体的な検証は設置状況を踏まえ、今後行う必要があると考えている。

(9) こども園では、低所得者への配慮を前提に、園が利用料を自由に設定できることとなっているが、幼稚園型、地方裁量型における実態はどうか教示願う。

(回答)

幼稚園型及び地方裁量型の認定こども園は、その成り立ちがそれぞれ幼稚園及び認可外保育施設であるが、これらの施設は、従来より直接契約制により保育料は自らの判断で設定できることとなっており、この点については、認定こども園制度の下でも同様の取扱いとなっている。

家庭的保育について

(1) 平成12年度に創設された「家庭的保育事業」の制度の概要を説明されたい。

(回答)

家庭的保育事業は、保育需要の増に対応するための応急措置として平成12年度に創設された事業であり、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者（保育ママ）の居宅等において少人数の3歳未満児を保育する事業である。事業の実施主体は市区町村であり、国、都道府県、市区町村がそれぞれ1/3ずつ負担を行っている。

(2) 平成12年度以降の、利用児童数、保育者数、実施自治体数、運営費への国の拠出額の推移を教示願う。その際、都市部と地方の違い等、地域ごとの特徴も説明されたい。

(回答)

家庭的保育事業の実施については、全体として微増傾向となっており、事業の実施については、本事業が待機児童解消を目的として創設された事業であることから、主に待機児童の多い東京都や神奈川県内等の都市部において実施されている。

< 表 > 家庭的保育事業における利用児童数等の推移

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
利用児童数(人)	102	99	313	276	319
家庭的保育者数(人)	46	53	103	93	105
実施自治体数	11	9	10	11	13
運営費(千円)	18,629	17,529	45,836	64,577	71,497

平成14年度～17年度は実績報告、平成18年度は交付決定ベース

(3) 応急的入所待機対策として創設されたものの、同事業がどの程度の効果を上げているのか見えづらい中、利用児童数が300人に達していないと一部の報道もあるが、貴省の評価を伺いたい。もし、事業が当初の想定通りに普及していないとすれば、どのような要因によるものと考えられるか。また、過去に事業の検証がなされているならば、その結果についても併せて開示されたい。

(4) 貴省では平成20年度における事業の拡充を検討されていると報じられているが、その具体的な内容を開示願う。

(回答)

- 1 家庭的保育事業については、平成12年度から実施しているところであるが、家庭的保育者に対する支援等が十分でなかったことや、家庭的保育者を支援する連携保育所においても、通常の保育事業に加えて家庭的保育者の支援を行うことについて負担が重いことなどから、その活用を十分に図ることができなかったと考えている。
- 2 また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議における中間報告や「経済財政改革の基本方針2007」において、3歳未満児に対する家庭的保育（保育ママ）の充実を含めた多様で弾力的な保育の拡充が位置づけられたところである。
- 3 こうした背景を踏まえ、平成20年度予算概算要求において、連携保育所の下に支援員を配置することにより、家庭的保育者に対する支援の充実、連携保育所の負担軽減を図るとともに、家庭的保育者の処遇向上を図る観点から補助単価の見直しを行うなど、事業のあり方の一部を見直すこととし、必要な経費7億3千2百万円を予算要求しているところである。

(5) 昭和35年に創設された東京都の家庭福祉員制度など、家庭内保育事業に類似する、または同事業を補完する自治体独自の取組が比較的大きな規模で展開されているケースも見受けられる。事業の拡充を検討するに際し、これら自治体の事業の評価や、国の事業との比較検証もなされていると推察するが、その結果等について説明されたい。

(6) 事業の拡充に際し、一定の実績を上げている自治体の事業を支援するという方向性も考え得るが、貴省の見解如何。

(7) 事業の拡充に際し、保育者要件等の見直しにより保育者数の増加を図るという方向性も考え得るが、貴省の見解如何。

(回答)

- 1 東京都などの自治体において、独自事業として家庭的保育事業に類似する事業を実施していることは承知しており、それぞれの地域において待機児童の解消に役立っているものと考えている。
- 2 それらの事業については、それぞれの自治体が定めた基準により事業が実施されているが、国の要件と比べると、共通する部分もあるが、保育士等の資格がなくとも一定の研修受講により保育者になれるなど、様々な形式で事業が実施されていると認識している。
- 3 現在、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、家庭的保育の制度的な位置付けについても議論が行われているが、制度化を考える際には、国と地方の事業を包括するような制度の仕組みについて検討を進めることが必要であると考えている。

(8) 平成13年度に改定された新定義による待機児童数の推移だけでは測れない潜在的な保育ニーズは家庭的保育に関しても同様に高いと考えるが、家庭的保育事業の対象児童を「保育に欠ける子」から「保育を要する子」に拡大する等、その範囲を拡大することの是非につき貴省の見解如何。

(回答)

- 1 家庭的保育事業については、保育所と同様「保育に欠ける子」を対象としているところである。
- 2 これを、「保育を要する子」等に改め、対象児童を拡大することについては、追加的な財源の負担が必要となることに加え、事業の目的やあり方についても影響を及ぼすものであることから、家庭的保育のみならず、保育所における保育も含めて、制度そのものの性格、公費負担の在り方、就労と育児の両立の観点からの根本的な制度設計の議論が必要な課題であると考えている。

「子育て支援事業等助成費補助金」の「ベビーシッター育児支援事業」について

- (1) 「子育て支援事業等助成費補助金」の各年度予算額(平成16~19年度)および執行額(平成16~18年度)および当該額のうち「ベビーシッター育児支援事業」にかかる額
- (2) 「ベビーシッター育児支援事業」の制度の概要を説明されたい。

(回答)

1 「子育て支援事業等助成費補助金」および「ベビーシッター育児支援事業」にかかる予算額および執行額は次のとおりである。

< 予算額 (留保後) >

(単位: 千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度
子育て支援事業等助成費補助金	1,392,454	1,257,165	1,236,503	1,221,485
ベビーシッター育児支援事業	301,760	290,500	286,420	305,274

< 執行額 (確定額) >

(単位: 千円)

	16年度	17年度	18年度
子育て支援事業等助成費補助金	1,116,873	1,043,945	1,088,599
ベビーシッター育児支援事業	212,061	223,357	230,477

2 「ベビーシッター育児支援事業」とは、児童手当法第20条に規定する一般事業主の従業員が、就労のためにベビーシッターの育児支援サービス(乳幼児又は小学校低学年の児童の家庭内での保育あるいは保育所等への送迎を行うこと)を利用した場合に、1日につき1,500円の割引券を発行することにより、その利用料金の一部について助成を受けることができる事業である。

(3) 上記 (2) の事業を、(財) こども未来財団に、さらに (社) 全国ベビーシッター協会に委託して実施させている理由・必要性如何。
また、委託先決定のプロセスをそれぞれ説明されたい。

(回答)

- 1 ベビーシッター育児支援事業は、児童手当法第29条の2に基づく児童育成事業の一環として、年金特別会計児童手当勘定において実施している事業であり、その財源は児童手当における被保険者及び事業主の拠出金から充当している。
- 2 こども未来財団は、児童手当法第29条の2に基づき、育児および児童の健全な育成に寄与することを目的として設立された公益法人であることから、児童手当の拠出金を運用し、国が直接補助できない民間企業等への助成を行う機関としては、最も相応しい法人として、本事業に必要な費用を補助しているところである。
- 3 こども未来財団が実施主体として、事業主及びサービス提供を行うベビーシッター事業者と育児支援協定の締結を行い、ベビーシッター事業者へ割引料の振込を行う一方で、業界の唯一の公的な全国組織であるベビーシッター協会が、全国のベビーシッター事業者を取りまとめることで、割引券の送付や受領、割引料の算定等といった煩雑な事務手続を円滑に行い、こども未来財団に対して事務的な協力を行うことで、本事業を迅速かつ効率的に運営しているものである。

(4) 上記(3)の財団、協会が、事業に関して委託元から得ている手数料収入や利用料から得ている手数料収入があるか、ある場合はその名目、金額、出所を示されたい。

(回答)

- 1 こども未来財団については、補助元(国)及び利用料から得ている手数料収入はない。
- 2 全国ベビーシッター協会については、委託元(こども未来財団)から得ている手数料収入はないが、「ベビーシッター育児支援割引券」を利用している企業から、割引券の使用量に応じて、1枚当たり150円の事務手数料を徴収している。
- 3 全国ベビーシッター協会の平成18年度決算書において、「発行手数料」として、22,784,700円(@150円×151,898枚)を計上している。

(5) 「ベビーシッター育児支援割引券」、「延長保育従事保育士割引券」が使用できるベビーシッター事業者(サービス提供者)は、(社)全国ベビーシッター協会の正会員に限られている理由如何。

(回答)

- 1 ベビーシッターの派遣に関しては、資格要件や行政の許認可等の規制はなく、誰でも自由に行うことができるものではあるが、公的助成を行うにあたっては、安全面やサービス面において一定水準の質の担保が図られていることが必要と考えている。
- 2 そこで、こども未来財団においては、ベビーシッター育児支援事業の実施に際し、サービス提供者の要件として、

ベビーシッターの資質向上を図るため、初任者研修・現任研修・経営者研修に参加していること。

サービスについてのマニュアルを定め、ベビーシッターに対する教育指導を常に実施していること。

団体損害賠償責任保険へ加入しており、子どもの事故や事業者へ対するクレーム等への責任体制を明確にしていること。

等といった一定水準の質の担保を図るための要件が必要と判断し、その判定のメルクマールとして、(社)全国ベビーシッター協会の正会員の資格要件を活用しているものと理解している。

(6) 複数の事業者ヒアリングでは、(社) ベビーシッター協会への入会を検討した際、高額な入会金が障壁であったとの共通意見が出た。現在の正会員数と入会金、会費等の金額を示されたい。

(回答)

- 1 (社) 全国ベビーシッター協会では、これまで入会金として 20 万円、年会費として 18 万円を定め、ベビーシッター育児支援事業、各種研修事業、ベビーシッター資格認定制度、会報等の広報出版など、協会運営に必要な経費に充当しているところであるが、入会金については今年度より 15 万円引き下げて、5 万円としたことにより、正会員として入会するための負担を軽減したところである。
- 2 なお、正会員数については、平成 19 年 3 月 31 日現在で、112 社となっている。

(7) 協会に入会することにより、会員は料金設定など運営上何らかの制約を受けるのか、受ける場合、その内容を教示願いたい。

(回答)

協会に入会するにあたり、安全面やサービスの質を担保するため、ベビーシッター総合保障制度(団体賠償責任保険) に加入すること、経営者研修・新任者研修を受講すること、就業規則を定めること等の安全基準は設けているところであるが、料金設定などといった運営上の制約は課していない。

病児保育について

1 病児保育の拡充について

- (1)(2) 共働き家庭の増加に伴い、病児保育の必要性は高まる一方だが、病児保育の現状及び今後の対応方針如何。

(回答)

- 1 いわゆる病児保育・病後児保育については、地域の児童を対象に、医療機関・保育所等の専用スペースで病児・病後児を専門に担当する看護師等による「病児・病後児保育事業」として実施している。

平成18年度における実績は、682箇所(平成19年度創設の「自園型」は含まない)。

- 2 従来の事業に加え、平成19年度からは、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった児童を看護師等が保育所にて預かる「病児・病後児保育事業(自園型)」を創設し、事業の拡充を図ったところ。

2 施設における病児保育について

- (1) 全国病児保育協議会の会員施設に対する実態調査によれば、9割近い施設が採算上赤字となっており、施設数が増加する阻害要因の1つにもなっているのみならず、既存施設の事業存続も危うい状況であると考えますが、その点につき見解如何。

(回答)

- 1 病児保育の運営をはじめ、子育て支援に必要な経費については、次世代育成支援対策交付金から各自治体の事業実績、人口等に応じて交付しているところである。

- 2 具体的に交付された交付金をどの事業に充てるのかということについては、各自治体の判断によるものであることから、地域の実情に応じ、適切に事業が実施されるよう予算の配分がなされているものと考えている。

2(2) 事業者等からのヒアリングによれば、施設型を中心に利用料が、特段の法規制がないにもかかわらず、事実上、¥2,000/日程度に固定化されているという。以前、国が示された費用試算における利用者負担額が、いまだに地方自治体による料金設定に係る規定として残っていることが、料金固定化の原因と推察されるが、その実態をどのようにお考えか、また、何か国としての方策はないか伺いたい。

(回答)

利用者負担については、厚生労働省として特段の基準を設けておらず、実施主体がそれぞれ柔軟に設定することとしており、地方自治体の補助事業として、地方の実情に応じた適切な費用負担がなされることを望むものである。

2(3) 医療機関併設型の施設では、院内に代替可能な給食施設または調理設備があれば、病児保育専用の調理スペースを持たなくてもよいと了解するが確認されたい。

(回答)

病児保育専用の調理スペースを保有することが望ましいが、別の調理設備と兼用することを妨げるものではない。